

島根県立大学吹奏楽部 規約

(名称)

第1条 本団体は、島根県立大学吹奏楽部と称する。

(目的)

第2条 本団体は、音楽を通して、仲間づくりをするとともに地域との交流を深め、聴衆に感動を与える音楽づくりを行うことを目的とする。また、本団体は全日本吹奏楽連盟に加入しており、それに伴い吹奏楽連盟が主催する吹奏楽祭、アンサンブルコンテスト等に参加する。

(会計)

第3条 本団体の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第4条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度初めに予算計画を作成し、年度末に決算を行うものとする

(会費)

第5条 会費は、一人当たり年間10,000円とする。なお、新入部員は4月分の会費は免除され、本格的に活動する5月より徴収する。

(役員)

第6条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、大学祭でのコンサートをもち役員を改選する。但し、再任を防げない。また、役員に欠員が出た場合、緊急会合を開き新たな役員を選出する。

- 1) 部長1名 ...本団体を代表し、活動の統括をする。また、外部関係者との連絡や部員の管理を行う。
- 2) 副部長1名 ...部長を補佐し、部長に事故若しくは不在の時にはその職務を代行する。ただし、年度によっては設置しない場合もある。
- 3) 会計1名 ... 会計事務を処理する。
- 4) 指揮者1名 ...練習内容の計画・指示や各種演奏会での演奏指揮を行う。
ただし、年度によっては設置しない場合もある。

(部員)

第7条 原則として吹奏楽に興味・関心・意欲を持っている人なら誰でも入部できる。

第8条 部員は、その意思により休部することができる。

(備品・施設の管理)

第9条 本団体で使用する楽器を含む備品や施設の管理は厳重に行う

(決議)

第10条 本規約の定めのない事項については全部員の過半数の賛成により決する。

(改廃)

第11条 本規約は、全部員の過半数の賛成により改廃される。

附則

この規約は、平成 12 年 6 月 14 日から施行する。
この規約の一部を改正し、令和 3 年 4 月 21 日から適用する。